

【地域の概要】

- 蘇原地区は、北部は農業振興地域内の水田が広がっている一方、南部は大部分が市街化区域である。
- 市街化区域に限ると、ほとんどが畑で、多くが市街化が進み、宅地に介在する農地である。

①取組開始前の状況や課題

市街化区域内農地の遊休化

- 宅地に介在する農地は、管理がされていないと周辺住民の生活環境への悪影響が大きい
- 長期間にわたり遊休農地となっている栗畑では、度々地域住民から管理について苦情が寄せられていた
- 農業振興地域のように担い手による耕作も見込めず、解消・営農再開が困難な状況であった



市街化区域内の遊休農地

②取組内容

福祉分野の農地利用相談（令和3年7月）

- （福）各務原市社会福祉協議会より福祉事業に当該農地（約12a）を活用したいと申し出あり
- ハイキングやシニアゴルフ、ボランティアハウスでの体操教室といった事業に加え、新たに農園の開設を計画

農地法3条許可申請をサポート

- 農地所有適格法人や下限面積の要件が不要となる農地法第3条の特例許可を使うため、事業内容や活用計画を確認し、申請書類の内容等について助言
- 令和3年9月に農地法第3条許可により賃貸借権を設定した。

③今後の展開と方向性

遊休農地の再生作業（令和3年10月）

- 地区社協が市社協助成金を利用して栗の伐採や土壌改良を実施
- 農作業を通して、年代を問わず近隣の住民が交流できる場所「井戸端農園」となり、タマネギやイチゴの生産開始

担い手に限らず農地を活用する多様な取組を支援していく

- 農地の新たな活用方法、遊休農地の解消の2点を同時に達成できた
- 担い手の確保等既存の取り組みに加え、農地の有効利用の新たな方法も視野に遊休農地対策を実施していく

